

中学生の昼食から見える課題

中学校給食については、全国的にみると公立中学校では完全給食実施率は平均86%となっています。しかし、神奈川県では、完全給食を実施しているのは、ミルク給食を除くと17自治体で、全学校数の24.4%にとどまっています。今回、各自治体の実態を調査し、中学生の昼食の課題を探りました。

学校生活での給食は、栄養バランスのとれた食事をとることによる成長期の子どもの健康の維持・増進、食生活に関する理解と学び、一緒に食事をすることで人と人との関係を養い、学校生活を豊かにするなど、生徒達にとって大変重要です。現在小学校では完全給食が実施されており、一日一食は温かくて安全な食事が提供されています。県内の中学校では、完全給食を実施しているところはまだまだ少ないものの、ボックスランチ方式(※)やランチサービス(※)、弁当配達を実施しているところが多く、完全給食の実施に向けて方針化しているところも増えていきます。ランチサービスや弁当配達では、コンビニエンスストアや業者任せという事例もあり、安全性や栄養バランスの点で問題です。また、自治体によって喫食率に大きな差があり、その要因分析が必要です。現在、日本では子どもの6人に1人が貧困と言われている。

ます。家庭で満足な食事ができない子どもやひとり親家庭等で弁当が持参できない生徒への対応策として家庭の事情と関係なく昼食を食べられる環境を整えることが大切です。教育扶助制度や就学援助制度による学校給食費の補助を行い「子どもの食の確保の一助となること」が求められます。食育の視点、安心・安全、さらにカリキュラムとの時間的な課題を解決しながら、中学生の昼食のあり方についてさらに検討を進めます。

川崎市 山口和子 (ネットあさお)

2004年度から「ランチサービス」を実施しています。開始当初は1ヶ月前オーダー制と煩雑な支払手続き、料金等の問題で喫食率は低く、その後当日朝7時までのオーダー制やメニューと料金の多様化を図りましたが1クラスに2人程度の申込みに留まりました。

川崎市は2016年からの試行を含め、2017年から中学校完全給食を実施します。4校の自校方式と3センターで市内全中学52校の3万3千食を賄います。公費負担のあり方については早期に明らかにする必要があります。

ランチサービス・弁当配達

Table with 6 columns: 自治体名, 学校数, 生徒数, 形態, 利用状況, 備考. Rows include 横浜市, 川崎市, 横須賀市, 平塚市, 鎌倉市, 藤沢市, 逗子市, 伊勢原市, 座間市.

※自治体によって名称は異なるが、委託業者が調理した昼食を個別の弁当箱で提供するもの

横浜市 青木 マキ (横浜市議)

横浜市では中学生の9割以上が弁当を持参しています。業者弁当が導入されており全校で当日昼食を購入できますが、全額自己負担で市費は投入されていません。2016年より市が献立を一括管理し利用者がまとめて注文する方式「横浜型配達弁当」が導入されますが、当日購入への対応のため今後も業者弁当も継続するとしています。横浜型配達弁当のモデル実施(市内7校)では、喫食率は4.5%に留まっています。本格実施時には横浜市全域をカバーできる1社だけに委託するとしてしていますが、事業の運営にあたって市費をどのように投入するのかについては明確にされていません。今後も注視していきます。

逗子市 根本 さち子 (逗子市議)

逗子市では2014年10月から中学校給食がボックスランチ方式で導入されました。民間業者に委託し、ランチボックスで、クラスごとに専用コンテナで、学校の配膳室に配送されます。7月現在、1日あたり約900食が提供されています。ランチボックス形式は、カレー等、温かい汁物が可能であり好評です。申し込みは1週間前を締切とし、インターネット・携帯等で行います。保護者負担は材料費1食324円、運営事業費として7,680万円を本年度予算に計上しています。喫食率の向上とアレルギー対応食が課題です。



完全給食実施状況(抜粋)

Table with 4 columns: 自治体名, 学校数, 生徒数, 形式. Rows include 相模原市, 厚木市, 大和市, 海老名市, 綾瀬市, 二宮町.

「神奈川県内の学校給食実施状況」より

大和市 くにかね 久子 (大和市議)

1973年から中学校の完全給食を実施し、バランスの取れた安全・安心の昼食を提供してきました。保護者負担は月額4,740円(食材費)で、給食施設の運営・維持管理費等3億円余を市が負担しています。週3回は米飯で、だしは天然素材を用い、遺伝子組み換え食品は不使用、また、冷凍食品も使用していません。課題としては、センター方式から自校方式への切り替え、地産地消の推進などまた、一部のセンターは水圧の関係で石けんカスが落ちないことから石けん洗浄が導入できないこと等です。

先行する財政論 介護現場から声を上げよう

視点



共同代表 若林 ともこ (ネット青葉)

大きく見直された介護保険制度。いよいよ8月からは、一定以上の所得の人は利用料2割負担となります。すでに、特別養護老人ホームの入居者から退去の意向が示されるなど、サービスの利用を抑制せざるを得ない状況も聞かれます。また、各市町村は、2017年までに介護認定の要支援1・2を対象とした予防訪問介護・予防通所介護を「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)としてスタートさせなければなりません。しかし、来年1月から総合事業をスタートさせる横浜市でも、利用者負担や報酬単価などは明らかにされていません。

今回、介護保険制度の見直しは、介護予防給付費4500億円を削減したという政府の意向に基づくものです。また、既に財務省は、次期改定に向けて、利用料2割負担の対象を拡大し、要介護1・2までを対象にした給付の抑制、地域支援サービスを自費サービスへと移行する方向性も打ち出しています。今まさに始まるようとしてくる総合事業の財源も、どこまで保障されるのか不透明であるとの懸念を持たざるを得ません。

総合事業の担い手として、ボランティアな地域福祉活動に期待されています。これまで様々な独自サービスで、高齢者の生活支援サービスに取り組んだNPO等からは、独自事業が総合事業に位置づけられることに期待する意見も聞かれます。しかし、保険給付と市町村事業ではサービスを受ける側の権利が全く異なります。総花的に語られる地域支援事業ですが、地域支援事業の予算には上限も設定されており、そのパイは限られています。予防の要素が強い事業も含めて各種サービスを含めて各種会計に入れ込むやり方や、補助金に期待させ地域支援事業への懸念をかわすようなやり方は、決して良策とは言えません。自治体は、利用者への給付の抑制による影響を把握し、それを補う方策として必要なサービスやコストを提示する必要があります。くり返される財政面からの給付抑制論に対し、高齢者の地域生活の実態を知っている現場から声をあげることが必要です。